

映画館・劇場の営業再開に向けた感染予防対策について

令和2年5月9日
広島県興行生活衛生同業組合理事長

【基本的な考え方】

当組合において、営業を再開するに当たり、徹底した感染防止対策を行うため、感染拡大を予防するガイドラインを作成した。

このガイドラインは、国の専門家会議が提言した「新しい生活様式」を踏まえたものであり、緊急事態宣言が解除される見込みである6月1日以降も継続をす。 (5月31日までと明示されている対策を除く。)

なお、当組合員において、ガイドラインに基づき感染防止対策を実施するに当たっては、施設の状況や特性を踏まえた対応を行うことが必要であり、必ずしも以下の対策をそのままの形で実施することを求めるものではないが、この基本的な考え方の趣旨を踏まえ適切に対応すること。

(注) 下線は5月31日までの対策

1 感染源を絶つこと（入館時における注意事項）

＜利用者向け＞

- ・発熱や、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状があるなど体調の悪い利用者については、入館を自粛するように掲示により注意喚起する。5月31日までは掲示に加え、窓口での声掛けなどにより対応する。
- ・利用者にマスクの着用を求めるとともに、マスクの着用のない利用者については、入館を自粛するように掲示により注意喚起する。5月31日までは掲示に加え、窓口での声掛けなどにより対応する。
- ・施設の入口、出口に消毒用のアルコール等を配置する。
5月31日までは、多くの利用者等が手を触れる箇所（座席、手すり、カップホルダー、テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、エレベーターのボタンなど）の付近にも消毒用のアルコール等を配置する。
- ・5月31日までは、施設のホームページや掲示において、県外からの利用を自粛するように促す。（6月1日以降は県外への移動の自粛要請の状況を踏まえて判断する。）

＜従業員向け＞

- ・発熱や、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状があるなど体調が悪い場合は、出勤しないことを徹底する。

- ・職員はマスクを着用し、出勤前に連日健康チェックを行った上で、利用者から物品や金品を受領する場合には、触れる箇所を最低限とする工夫（トレーの使用や手袋着用など）を行うとともに、こまめな手洗いや手指消毒の徹底を図る。

2 感染経路を絶つこと（施設内における注意事項）

<利用者向け>

- ・施設内では咳エチケットや利用後の手洗いを促すよう掲示する。
5月31日までは掲示に加え、窓口での声掛けなどにより対応する。
また、上映中の飲食は控える。

<施設向け>

- ・チケット売り場や受付カウンターなど、人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- ・多くの利用者等が手を触れる箇所（座席、手すり、カップホルダー、テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、エレベーターのボタンなど）は、始業前、始業後に、丁寧に消毒用アルコールや界面活性剤を含む住居用洗剤等で清掃、消毒を行うなどして環境衛生を良好に保つ。
5月31日までは、始業前、午前中1回、午後1回、終業後の少なくとも4回は丁寧に消毒用アルコールや界面活性剤を含む住居用洗剤等で清掃、消毒を行うなどして環境衛生を良好に保つ。
- ・トイレでは感染リスクが比較的高いと考えられるため、不特定多数が接触する場所は、始業前、始業後に丁寧に消毒用アルコールや界面活性剤を含む住居用洗剤等で清掃、消毒を行うなどして環境衛生を良好に保つ。また、ハンドドライヤーは使用しない。
- ・鼻水、唾液などがついたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用し、マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う。
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- ・接触機会削減のため、ブランケット等の貸出しは行わない。

3 集団感染のリスクへの対応（濃厚接触の回避，3密の回避）

- ・チケット売り場，入退出時（入退出時の行列を含む）や集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2メートルを目安に）を確保する。
- ・入場制限等の実施に伴い待機列が発生した場合でも，人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2メートルを目安に）を確保することとし，確保できない場合は待機列が発生しない工夫（利用時間の制限，整理券の発行等）を検討すること。
- ・人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2メートルを目安に）を確保することができない場合には入場制限や利用時間制限の可能性のあることを施設のホームページや掲示において周知すること。
- ・5月31日までは，人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2メートルを目安に）が確保できるよう，四方を空けた席配置等を行う。
（6月1日以降はイベントの対応の状況を踏まえて判断する。）
- ・利用者に一定間隔を空けた待機を促すよう，チケット売り場等に2メートル間隔で目印テープを貼付するなど対人距離を可視化する。
- ・空調機器を常時稼働（外気導入運転なども含む。）させるなど，室内空気の滞留を避け，ビル管理法に基づく空気環境を維持する。
- ・5月31日までは，試写会や舞台挨拶などのイベントは原則行わない。

4 その他

上記の3つの対応のほか，それぞれの施設の特性やイベント等の状況に応じて，感染防止に必要な措置を実施

（イベントでの対応）

- ・比較的少人数（最大でも50人程度）のイベントについては，次のような感染防止対策を講じた上で，段階的な制限の解除を行う。
 - ア 3つの密（密閉，密集，密接）の発生が原則想定されないこと（人と人との間隔はできるだけ2メートルを目安に）
 - イ 大声での発生，歌唱や声援，または近接した距離での会話等が原則想定されないこと
 - ウ その他，必要に応じて，適切な感染防止対策（入場者の制限や誘導，手指の消毒設備の設置，マスクの着用，室内の換気等）が講じられること。
（6月1日以降はイベントの対応の状況を踏まえて判断する。）

【参考資料】

- ・「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」～「新しい生活様式」の
実践例～

(2020年5月4日 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)